顧問規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」という。)の定款第27条に基づき、顧問を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めたものである。

(顧問)

- 第2条 本会は会長若しくは会長により委任を受けた副会長の推薦があったとき次の各号の会員、並びに学識経験者に顧問を委嘱することができる。
 - (1) 本会の業務執行に関する充分な知識経験に基づき、代表理事等に適時適切な助言を行える会員
 - (2) 専門分野における知見に基づき、代表理事等に適時適切な助言を行える学識経験者

(選仟及び委嘱の方法)

- 第3条 本会の顧問は、前条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 2. 会長は、委嘱にあたり、委嘱事項を明示する。

(任期)

第4条 本会の顧問の任期は、原則2年とする。

(顧問の職務)

第5条 顧問は、会長の諮問に対し意見を具申する。また、会長に対し、委嘱事項に関わる報告を年1回以上行う。

(報酬)

第6条 顧問は無報酬とする。

(解 嘱)

- 第7条 顧問が次の各号に該当したときはその委嘱を解くものとする。
 - (1) 辞意の表明があった場合
 - (2) 定款第10条の退会
 - (3) 定款第11条の除名

(顧問委嘱の停止)

第8条 顧問が本会役員(理事・監事)に就任したときは就任期間中、顧問の委嘱を停止する。

(実施細則)

第9条 この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

- 第1条 この規程は平成2年3月22日から施行する。
- 第2条 第2条の2及び第4条の2の規定は平成4年3月29日から施行する。

但し、改正以前の顧問には第2条の2及び第4条の2第2項の規定は適用せず従前の通りとする。

第3条 第2条の3の規定は平成10年3月28日から施行する。

- 第4条 この規程の改正部分は平成18年3月18日から施行する。
- 第5条 この規程の改正部分は平成18年7月13日から施行する。
- 第6条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。
- 第7条 この規程の改正部分は平成27年3月7日から施行し、平成26年11月30日から適用する。
- 第8条 この規程の改正部分は、2020年6月13日から施行する。
- 第9条 この規程の改正部分は、2020年11月28日から施行する。